

受益者負担金の猶予基準と減免基準

■ 受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の対象	徴収猶予の期間
農地、山林等で市長が認める土地	宅地及び宅地として使用できると認められるまでの期間
災害、盗難により負担金を納付することが困難な受益者	3年以内で市長が認める期間
係争中の土地	判決等により係争事由が解決するまでの期間
自己居住用の土地のうち、600平方メートルを超える部分の土地	市長が必要と認める期間
その他市長が特に徴収を猶予することを必要と認めるとき	市長が認める期間

※徴収猶予は4年に一度更新手続きが必要です。

■ 受益者負担金減免基準

減免の対象	減免率
国又は地方公共団体が公用または公共の用に供している土地	25～100%
生活保護法に規定する生活扶助を受けている受益者、これに準ずる特別な事情があると認められる受益者	100%以内
下水道事業のために土地、物件又は金銭を提供した受益者に係る土地	市長が定める
私立学校法に規定する学校法人が直接教育の目的に使用する土地	75%
社会福祉事業法に規定する社会福祉法人が経営する施設の用地	75%
文化財保護法による文化財及び文化財保存のための施設用地	100%
公道に準じる私道、防火水槽、消防器具置場等	100%
児童福祉法に規定する児童施設のうち児童遊園用地	100%
鉄道事業法に規定する鉄道施設等の用に供する施設用地	25～100%
墓地、納骨堂等の用地	100%
神社、寺院、社務所、庫裏、参道、教会、修道院等	50%
自治会等がその目的のために所有又は使用する公会堂等の施設用地	75%
その他市長が特に減免する必要があると認めるもの	市長が定める